

和歌山児童家庭支援センターきずな

令和元年度事業実績報告

令和2年4月

A 個別相談について

1 相断人数、対応件数について

- ・前年度と比べ、相談実人数は 106 人減の 287 人。対応延件数は、60 件減の 2818 件。
- ・一番多い電話相談は 1446 件。内、子どもと家庭のテレフォン 110 番の利用は 85 件。
- ・次いで、訪問相談が 780 件。来所相談が 343 件。来所より訪問が 2 倍の多さ。

和歌山児童家庭支援センターきずな(以下きずな)の来所相談件数が少ない要因として、きずなが和歌山市中心部から遠く離れ、相談者が車を所有しなければ来られないような場所にあることが一番に挙げられる。また、相談者に生活保護受給者が多いこと、来るモチベーションがないケース(虐待、不登校、引きこもり、家庭内暴力等)が多いこともある。

そのようなケースについては訪問せざるをえず、来所は心理査定、心理療法、カウンセリングに偏っている。心理療法等の件数は 232 件とふるわない。常勤心理士がいないことも大きい。

その他、市町村支援業務(要保護児童対策地域協議会アドバイザー)も物理的に時間がかかり、個別ケース対応へ影響がでていることも考えられる。

子どもと家庭のテレフォン 110 番の利用は年々減少傾向にある。



地理的条件は如何ともしがたいが、訪問による対応は、ケース環境を知るメリットにはなる。さらに、車を所有しない生活保護世帯等の相談者のことを考慮すれば、和歌山市内中心部にサテライト室を設けることの検討も必要。訪問先ときずなの往復により、時間的費用対効果を考えると、今の状況では非効率であり、スタッフの負担にもなっている。

今般複数の電話相談がある中、月 7 件程度の子どものと家庭のテレフォン 110 番の存続も含め、今後の検討課題である。

2 援助方法について

- ・多くが助言指導である。
- ・次いで他機関連携で、児家セン一機関で対応しているケースは殆どなく、複数の機関を巻き込みながら連携してケース対応にあたっている。
- ・退園支援がゼロとなっているのは、助言指導や他機関連携に含まれているためである。実際には退園支援をしているケースは複数ある。
- ・心理療法、心理査定合わせて 232 件で非常に少ない。現在ベテランの非常勤臨床心理士一人で検査等ほぼ請け負っている。

常勤の心理担当職員が在職していた時は、きずなが ASD ケースを多く抱えていたこともあり、心理対応が 3 分の 1 を占めていた。カウンセリング、プレイセラピーはもちろん、発達検査の実施回数も多く、就学指導委員会への提出及び学校等での関わり方への助言指導の一躍を担っていた。しかし、現在ベテラン心理士は週 2 回しか在籍していない。早急に複数の発達検査が実施できて、それを活用できる常勤の臨床心理士等が必要不可欠である。

更に、ソーシャルワーカーも 1 人で対応できることは限られているため、臨床心理士がソーシャルワーカー業務を行ったり、ソーシャルワーカーがカウンセリングを行わなければならない。



現状では限られたスタッフで多くのケースに対応しているため、専門以外の分野の業務も行っている。小さな組織ではやむを得ないことではあるが、今後、スタッフの異動や退職があった場合に、マルチ対応が可能な職員を確保できるかどうか大きな問題となると考えられる。そのためには、臨床実践の経験豊富な心理士の確保のため、一般公募による人選も検討していく必要がある。

3 指導委託について

- ・ H31 年度(R 元年度)の指導委託数は 18 ケースだった。対応延件数は 381 件だった。
- ・ 9 ケースが施設入所している児童の保護者への指導ケースである。
- ・ 指導委託 18 ケースの内、12 ケースが虐待ケースであった。これらも、子ども或いは親が ASD や MR、精神疾患が起因してのケースが多い。

指導委託制度は児童相談所内の一握りのケースワーカーしか周知されておらず、児童家庭支援センターの方から指導委託に切り替えてもらいたいと依頼している状況である。

なお、厚生労働省は指導委託件数を増やす方針であり、指導委託の殆どは、措置後、家族再統合に向けての保護者への指導・支援するものである。

児童福祉法上の満年齢により指導委託解除がなされるが、事実上は 18 歳になったからといって問題が解決されている訳ではなく、引き続き対応を余儀なくされるため、18 歳以上のケースが増えている。指導委託ケースについても同様である。

指導委託解除されたケースは、元々児童福祉施設(児童養護施設、児童心理治療施設)退園後のアフターフォローとして指導委託されたものである。

現在は同法人の施設入所児童が殆どを占めているが、他の児童福祉施設においても指導委託されることが望ましいと考える。



厚生労働省が指導委託を増加させる方針であるため、児童相談所内においてもこの方針を組織として共通に認識する必要がある。現状は必ずしもそうではないため、県子ども未来課による調整が必要である。

また、指導委託されると児童相談所が児童家庭支援センターに丸投げとなることもあり、指導委託を正しく理解していただく必要がある。

4 相談種別について

- ・育成(性格行動、不登校、適正、しつけ)の人数が一番多く(1011件)、次いで虐待を含む養護相談は(532件)、内虐待ケースは(525件)だった。
- ・虐待別では、ネグレクト、心理的、身体的、性的の順となっている。
- ・障害は主には診断がついている発達障害(ASD)ケースである。
- ・主訴が育成や非行、いじめの相談ではあっても、発達障害があり、二次障害として不登校や非行、いじめ、あるいは育てにくさから虐待となっているケースが大半であった。
- ・DVのケースは、デートDVも含まれている。

上記にも示しているように、ベースが発達障害であり、その二次障害としてケースに挙がっているものが殆どである。

未だ診断を受けていない「発達障害の疑い」を性格行動に分類しているケースが多く、その後診断がついたケースを含めると、ほぼ発達障害ケースとなり、全体の8割強を占めている。

発達障害の知識はもちろん、本人やそのご家族をどう支えるか等の支援ノウハウ、ケースによって様々な発達査定の実施やその見立て、本人に関わる機関への助言など、高い専門性が問われるものばかりであり、ケース数も年々増加している。



発達障害を基本とするケースが多いため、スタッフもこの分野での高いスキルや専門性が求められる。このため、職員の技量を高めるための研修や資格取得に対する組織的な支援が必要となってきた。

教育との連携が必須であり、現場の先生方が気軽に専門機関(きずな含む)に相談できる体制を校長につくっていただけるよう、教委に働きかけていく必要がある。ケース対応においては、福祉と教育の垣根を超えた連携が必要不可欠である。

5 相談者について

- ・実母からの相談が圧倒的に多い(999件)。
- ・次いで18歳以上本人からの相談が多い(609件)。18歳以下で関わっていた方が18歳を超えても終結とならなかったケース、就労してから或いは出産後に生きづらさを経験してのケース、精神疾患を発症したり、発達障害等のケースがある。
- ・学校関係は、(129件)にとどまり、幼稚園からの相談はゼロだった。
- ・医療機関は全て児童精神科医からの紹介。
- ・児童相談所以外の県関係部署は、わかやまマイン、女性相談所からである。

現在、和歌山市、岩出市、海南市、有田川町、九度山町の3市2町の要対協実務者会議メンバーとしてきずなが参加していることもあり、和歌山市以外のそれらの地域のケース依頼がある。

反対に、きずな近隣地域であっても、和歌山市要対協(和歌山市こども総合支援センター等)からのケース依頼はほぼ無いに等しい。こちらから和歌山市へ連携を求めながらケース対応にあたっている。

学校ではスクールソーシャルワーカー(SSW)やスクールカウンセラー(SC)が活躍されているが、SSWやSCが関わっているケースも対応している。

幼・保園の発達系の相談が少ないのは保健師の活躍が挙げられるが、就学後、保健師の関わりがなくなった途端、相談が一気に増加している。保健師から引き継がれるのではなく、親が相談できる機関を探して、きずなにたどり着くケースが少なくない。



現在、児童福祉法の改正により、一義的には市町村が相談を受けることになっている。支援体制が比較的充実している和歌山市以外の地域を、児家センきずなが支援するなど、緩やかな役割分担の導入の検討も必要。この場合、県の福祉保健部が市町村と調整を行うことが必要と考える。

18歳以上の方の様々な相談、心理的支援を無料とする機関が少なく、微力ながらできるだけきずなで対応するようにしている。民間機関であることを活かして臨機応変に支援ができるのも児家センならではである。

6 相談地域について

- ・地域別では、和歌山市が3分の2を占めている。
- ・和歌山市以外では、岩出市、紀の川市を含む伊都・那賀管内、次いで海南・海草、有田管内が続く。

児家センきずなが和歌山市の北署管内にあることで、その地域のケースが多い。
海南市や岩出市は要対協に既に挙がっているものの、発達障害に関係するケース等、市独自では対応困難ケースが挙がっている。
学校や機関などのからの紹介は、きずなスタッフの個人レベルでの付き合いからの依頼が多く、きずなが広く県民の方々や機関に十分周知されていない現状がある。

7 年齢区分について

- ・就学前、小学生、中高生、18歳以上と、年齢が上がるにつれ、相談件数が増加している。

前述の通り、乳幼児期のケースは保健師が主担で対応しているため、人数・件数ともに非常に少ない。
しかし、保健師の関わりがなくなる就学後から一気にケース数が増加している。
また、義務教育終了後からは関わってもらえる機関が少なくなるため、高校生ケースが中学校から引き継がれて、もしくは新規として挙がってくるケースがある。
18歳・19歳を含む大人のケースは、18歳で問題が解決することは少なく、きずなでは、ある程度目途がつくまでは対応しているからである。
他、大人になってから社会不適應を起こすケース、妊娠、出産後、夫からのDVや、子どもに愛着が持てないなどの相談も増加している。少ないが女性から男性へのDVケースもあった。これらは、子どもへは面前DVのフォロー、母親或いは父親にはDVを受けた後の相談やカウンセリングを実施している。

8 相談時間帯と夜間対応について

- ・開所時間の 9 時～18 時までの対応が大半である。
- ・時間外(18 時～翌 9 時まで)は 222 件対応した。
- ・時間外では、家庭訪問での面接が一番多く、118 件対応している。

共働きもしくはひとり親家庭が多く、きずな開所時間で対応するには、親に仕事を休んでもらい、子どもは不登校ケース以外、学校を休んでもらう他ない。したがって、時間外対応せざるをえなくなっている。

今後ますますそのようなケースは増加していくことが予想される。



開所時間を延長するためには、昼間の時間帯のスタッフを削減するか、職員の増員が必要である。

現状、運営にあたっての事業費が不足し、他会計から補填に頼っている状況だった。

令和 2 年度より県からの補助金が増額されたことにより、非常勤職員の就労時間の増が可能となるため、活動しやすくなると思われる。

9 対応所要時間について

- ・関係機関との連携(情報共有、打ち合わせ)は、電話で 15 分以内が多い。
- ・相談は大体 1 時間ほどが多い。
- ・1 時間を越えるケースについては、来所や訪問に繋げていく方針。

スタッフの人数が少ないため、きずな相談専用の電話は 1 回線しかなく、話し中でつながらないとの苦情を受けることもある。

また、「子どもと家庭のテレフォン 110 番」(以下 110 番)対応中に、きずなの回線に着信があっても対応ができないこともある。きずなが 110 番対応を行うことで、きずなの相談者に迷惑をかけていることもある。その逆もある。

相談電話対応中は話し中となり、他機関にも迷惑をかけていたが、関係機関専用の回線を引いたことで少しは解消している。しかし、スタッフ 1 人で 3 回線(きずな相談電話、他機関専用電話、110 番)を対応できない現状がある。



相談件数が増加し、また訪問相談が多数を占めている現状では、子どもと家庭のテレフォン 110 番を、きずなが受託することには弊害があまりにも多い。110 番をきずな以外の機関で運営することが妥当である。

110 番が創設された 20 年以上前と比べて各種相談電話が増加するなど、環境が大きく変化しているため、110 番の件数が減少している。このため廃止も含めた抜本的な見直しが必要ではないかと考える。

10 受付曜日について

- ・開所曜日は祝日を除く月～金。
- ・土日では 44 件と数的には非常に少ないが、常勤 1 人で対応している。
- ・なるべく土日祝に相談者が持ちこたえられるよう、平日に丁寧な対応を心がけている。

当初、業務携帯電話の番号は関係機関にしか伝えていなかった。18 時以降は同法人の児童養護施設につながり、児童養護施設のスタッフが子どもたちの対応に追われる中、状況もわからないまま対応することになるため、困難ケースの中で土日祝や夜間対応の可能性のあるケースについては、相談者に携帯電話番号をお伝えしている。

連絡がある時には緊急を要する事態になっていることが多く、件数は少ないものの、業務携帯を 24 時間 365 日所持していることはストレスになっている。当番制ではなく、全ケースを把握している常勤スタッフ(次長)が携帯電話を所持している。



件数が少ないとはいえ、一人の職員が、24 時間 365 日、緊急対応の携帯電話を持ち続けることには限界がある。県などでも、緊急対応は輪番制で行っている。今後は常勤スタッフを増員して複数職員が交代で所持する等が必要と考える。

11 初回相談経路について

- ・家族からの相談が多い。今年度は、祖父母などの父母以外の親族が一番多く、次いで実母からの相談となっている。
- ・関係機関では、県女性相談課、マイン、学校、児童相談所の順となっている。

18 歳以上の相談が多いのが目立つ。児童福祉法が 18 歳までということで、関わってもらえる機関、相談できる機関が少ないこともあるが、18 歳になったからといって解決するケースが少ない状態では継続せざるをえない。

母親より父母以外の親族からの相談が多かったのも特徴的である。例として、祖父母から、娘の孫への関わりが気になるといった相談が挙げられる。

女性相談課やマインなどから、DV を受けた、あるいは面前 DV のその後のフォローの依頼も少なからず受けている。

12 情報入手経路について

- ・実人数 287 人の内 76 人が子どもと家庭のテレフォン 110 番からの電話であり、きずなに相談があった方は 211 人である。対応延件数 2818 件の内、110 番には 244 件、きずなには 2574 件。
- ・以前、少しの期間、県民の友にきずなが掲載した時には、「県民の友を見て電話した」というケースが多くあった。

きずなへの繋がり方として、「県民の友」への掲載は大きかった。それまでは、「知人の紹介で」や、一度きずなを利用された学校等から紹介ケースなどロコミばかりであり、県内全体からみると非常に偏りがある。県民の方々に児童家庭生活支援センターの周知を図り、様々な資源の中からきずなを選んで頂ける機会を与えていただけることで、公平性が確保されるのではないだろうか。



本当に困っている人に支援の手が届くようにするため、広報は非常に重要である。このため、「県民の友」をはじめとする、県や市町村の広報媒体に継続的に掲載することが必要であると考えます。

B 市町村の求めに応ずる事業

- ・岩出市、海南市、有田川町、九度山町の2市2町から、要対協アドバイザーの要請を受け、受託している。
- ・令和元年度の市町村の求めに応ずる事業は145件対応している。
- ・海南市へ「子育てなんでも相談」として出張相談を月1回実施している。
- ・海南市へ、アドバイザーとして週1回程度出向き、ケース対応やケースへの助言を行った。

月1回第3金曜日午前中に海南市へ出向き出張相談を受けている。海南市子育て支援課が実施主体となり、毎月海南市市報へ掲載している。日時が限定されているため、都合がつかない方は、直接きずなへ来所してもらるか、きずなが別日に出向き対応している。それらは、実績報告の数字にはカウントしていない。

海南市へ週1回程度出向いてケース対応や助言を実施してきたが、きずなのケース対応に支障をきたすため、今年度のみで終了する。要対協のアドバイザーは継続していく。

一義的には全て市町村で対応しなければならないが、実情はそれについていけない市町村がある。きずなとしては、市町村支援にも力を入れていきたいと考えており、特に要保護児童対策地域協議会のアドバイザーは、希望する市町があれば協力していきたい。可能であれば、県子ども未来課が市町へ周知して頂きたい。

C 関係機関との連携・調整(会議等)

- ・要保護児童対策地域協議会アドバイザー以外では、和歌山市の実務者会議構成メンバーであり、おおよそ月1回、年13回参加している。
- ・自立支援協議会は、和歌山市と海南市に所属している。
- ・個別ケース会議は35ケース参加している。

きずなでは、子どもの発達障害のケースが大多数を占めているのと、保護者が精神疾患、発達障害、知的障害のケースも少なくない。そのため、和歌山市(子ども部会)と海南市の自立支援協議会のメンバーになっている。

その他の事業

きずなでは、講師の依頼があれば都合がつく限りは受託している。

きずなが要対協アドバイザーをしていることもあり、市町村向けに講義依頼があった。

児童家庭支援センターでは、毎年「全国児家セン協議会」、「全国児家セン実務者研修」があり、次長と非常勤職員1人が参加し、全国の動向を見極めながら運営を考えている。

また、きずなは近畿地区児童家庭支援センターの幹事及び研修委員であり、それらの仕事も積極的に行っているところである。

※ 里親等への支援

- ・国及び全児家センより、里親等への支援を積極的に実施するよう言われている。
- ・そのような中、和歌山県においては、和歌山乳児院が中心となり支援を実施していることから、きずなでは今まで本事業は実施してこなかった。
- ・しかし、全国の児家センの事業の流れから、きずなでも支援を実施していきたいと考えている。県子ども未来課に、児相との調整をお願いしているところである。

【A】令和元年度(2019年度) 個別相談相談件数 - 1/3

相談対応延べ件数	2818件
対応実人数	287人
相談対応人数のうち指導委託人数	18人

当日相談方法	相談方法		延件数
	電話	発信	569
		着信	792
		110番着信	85
		計	1446
	来所	343	
	訪問	780	
	派遣	0	
	(※①)心理療法等	232	
	メール・LINE	16	
	手紙・FAX	0	
	その他	1	
	合計	2818	

※①心理療法等の内訳

心理療法等	電話発信		2
	電話着信	5	
	来所	189	
	訪問	36	
	心理療法等の合計	232	

援助	処理手法		延件数
	助言指導	1509	
	傾聴	293	
	心理療法	208	
	心理査定	24	
	他機関連携	733	
	経過報告	9	
	通告	11	
	同行	16	
	代理支援	1	
	紹介	5	
	退園支援		
	その他	9	
合計	2818		

初回相談経路	相談者		対応人数	延件数
	県	児童相談所	8	216
		関係部署	12	375
		その他		
	市町村	家庭児童相談室	19	56
		関係部署	3	73
		その他		
	学校等	27	281	
	認定こども園			
	保育所			
	児童福祉施設	1	10	
	相談機関	2	13	
	障害児者施設	8	46	
	その他施設	5	221	
	医療機関	6	77	
	保健所			
	保健センター	2	3	
	司法機関			
	家族親戚	母親	88	469
		父親	4	14
		父母以外の親族	43	476
	里親・里子			
	近隣知人	10	68	
児童本人	児童本人	6	26	
	18歳以上	43	394	
その他、不明				
合計	287	2818		

相談種類	種類		延件数
	(※②)養護	虐待	525
		虐待以外	7
	保健	80	
	障害	257	
	非行	17	
	育成	性格行動	539
		不登校	415
		適性	49
		しつけ	8
	いじめ	16	
	DV/相談対象が18歳以上	9	
	(※③)その他/相談対象が18歳以上	895	
その他	1		
合計	2818		

※②養護の内訳

虐待内訳	身体的		39
	心理的	166	
	性的	14	
	ネグレクト	304	
	その他	2	
	養護のうち虐待件数計	525	
養護のうち虐待以外	7		
養護の合計	532		

※③その他/相談対象が18歳以上の内訳

その他/18歳以上	親子関係		278
	パートナーとの関係	106	
	人間関係	73	
	不安・性格	89	
	病気・障害	194	
	経済・仕事	148	
	その他	7	
	合計	895	

初回情報入手経路	入手経路		対応人数	延件数
	県	児童相談所	7	194
		関係部署	11	320
		その他		
	市町村	家庭児童相談室	26	172
		関係部署	1	5
		その他	1	1
	学校・幼稚園	31	296	
	認定こども園			
	保育所			
	児童福祉施設			
	相談機関	7	61	
	障害児者施設	13	82	
	その他施設			
	医療機関	22	227	
	保健所	1	3	
	保健センター	3	4	
	司法機関			
	家族・親戚	29	263	
	里親・里子	5	118	
	近隣知人	9	81	
	インターネット	12	308	
	自治体発行物	7	26	
子どもと家庭のテレフォン110番	76	244		
センターのパンフレット	11	207		
その他、不明	15	206		
合計	287	2818		

【A】令和元年度(2019年度) 個別相談相談件数 - 2/3

相談者	相談者		延件数
	県	児童相談所	181
		関係部署	92
		その他	2
	市町村	家庭児童相談室	155
		関係部署	46
		その他	
	学校等	幼稚園	
		小学校	52
		中学校	12
		高等学校	21
		支援学校	44
		その他	
	認定こども園		
	保育所		2
	児童福祉施設		9
	相談機関	行政委託	16
		障害児者	48
		その他	4
	障害児者施設		12
	障害児通所支援事業		9
	その他施設		
	医療等		30
	保健所		3
	保健センター		22
	司法機関		
	家族親戚	母親	999
		父親	41
父母以外の同居親族		18	
その他親族		62	
里親			
ファミリーホーム			
近隣知人		13	
本人	18歳未満	315	
	18歳以上	609	
ハローワーク			
その他・不明		1	
合計		2818	

相談地域	地域		対応人数	延件数
	和歌山市	東署	47	515
		西署	16	611
		北署	86	786
		不明	17	18
	伊都管内		19	267
	那賀管内		22	226
	海草管内		17	103
	有田管内		8	199
	日高管内			
	西牟婁管内		3	41
	東牟婁管内		2	2
	県外		1	1
	不明		49	49
	合計		287	2818

年齢区分	区分	対応人数	延件数
	3歳未満	15	196
	3歳以上～就学前	17	114
	小学校低学年	40	358
	小学校高学年	32	306
	中学校	51	282
	高等学校	55	540
	18歳・19歳	15	296
	20～30歳代	27	336
	40～50歳代	19	326
	60歳代以上	1	17
	不明	15	47
合計	287	2818	

性別	性別	対応人数	延件数
	男	121	1288
	女	156	1484
	不明	10	46
	合計	287	2818

相談時間帯	時間帯	延件数	
	9:00～11:59	833	
	12:00～14:59	683	
	15:00～17:59	1080	
	※④対応時間外	18:00～20:59	159
		21:00～23:59	26
		0:00～5:59	2
		6:00～8:59	35
計	222		
合計	2818		

※④対応時間外の相談方法

対応時間外の相談方法	相談方法	延件数
	電話(発信)	53
	電話(着信)	48
	来所	1
	訪問	118
	メール	2
	その他	
合計	222	

相談所要時間	時間(分)	延件数
	15分未満	862
	15分以上～30分未満	404
	30分以上～45分未満	190
	45分以上～60分未満	636
	60分以上～90分未満	536
	90分以上～120分未満	148
	120分以上	42
合計	2818	

受付曜日	曜日	延件数
	月	416
	火	423
	水	736
	木	601
	金	598
	土	25
日	19	
合計	2818	

【A】令和元年度(2019年度) 個別相談相談件数 - 3/3

当日相談方法	相談方法		延件数
	電話	発信	569
		着信	792
		110番着信	85
		計	1446
	来所		343
	訪問		780
	派遣		0
	※①心理療法等		232
	メール・LINE		16
	手紙・FAX		0
その他		1	
合計		2818	

※①心理療法等の内訳

心理療法等	電話発信		2
	電話着信		5
	来所		189
	訪問		36
	心理療法等の合計		232

援助	処理手法		延件数
	助言指導		1509
	傾聴		293
	心理療法		208
	心理査定		24
	他機関連携		733
	経過報告		9
	通告		11
	同行		16
	代理支援		1
	紹介		5
	退園支援		
	その他		9
	合計		2818

相談種類	種類		延件数
	※②養護	虐待	525
		虐待以外	7
	保健		80
	障害		257
	非行		17
	育成	性格行動	539
		不登校	415
		適性	49
		しつけ	8
	いじめ		16
	DV／相談対象が18歳以上		9
	※③その他／相談対象が18歳以上		895
	その他		1
合計		2818	

※②養護の内訳

虐待内訳	身体的		39
	心理的		166
	性的		14
	ネグレクト		304
	その他		2
	養護のうち虐待件数計		525
養護のうち虐待以外		7	
養護の合計		532	

※③その他／相談対象が18歳以上の内訳

その他（18歳以上）	親子関係		278
	パートナーとの関係		106
	人間関係		73
	不安・性格		89
	病気・障害		194
	経済・仕事		148
	その他		7
合計		895	

【B】令和元年度(2019年度) 市町村の求めに応ずる事業

事業名	回数(回)	依頼元(市町村)	
社司任用後研修講師	1	和歌山県	
域要対協講師	1		
海南市	要対協実務者会議・進行管理会議・代表者会議	16	海南市
	子育てなんでも相談	12	
	要対協アドバイザー事業	12	
	職員派遣	21	
岩出市	要対協実務者会議・進行管理会議・代表者会議	21	岩出市
	要対協アドバイザー事業	18	
	要対協個別ケース会議	1	
	支援方針への助言	1	
有田川町	要対協実務者会議・進行管理会議・代表者会議	14	有田川町
	要対協アドバイザー事業	12	
	要対協代表者会議研修講師	1	
九度山町	要対協実務者会議	6	九度山町
	要対協アドバイザー事業	6	
談事業への助言	1	印南町	
支援学校教員研修講師	1	学校	
合計	145	5	

【C】令和元年度(2019年度) 関係機関との連絡・調整

事業名	回数(回)	
和歌山市	一ト連絡会議・実務者会議	13
	自立支援協議会	4
	地域生活支援協議会	5
自立支援協議会	6	
ケース会議	35	
理士連携会議	2	
ノン地域若者連絡会議	1	
合計	66	

【D】令和元年度(2019年度) その他の事業

事業名	回数(回)
看護専門学校講師	1
児童家庭支援センター協議会／会議及び研修	11
フェスタ2019	1
合計	13

令和元年度(2019年度) 相談支援事業実績

【A】 個別相談件数	2818
【B】 市町村の求めに応ずる事業	145
【C】 関係機関との連絡・調整	66
【A】～【C】計	3029
【D】 その他の事業	13
【A】～【C】+【D】合計	3042